**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

資料0

資料１

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策（案） |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 4.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉・教育・医療・雇用の連携) |  |  |
|  | ①関係機関（福祉部署・雇用就労部署・障害者就業・生活支援センター・就労移行支援事業所、相談支援事業所等）の連携の弱さ。＜連携の課題＞　・福祉部署において、一般就労を促進するための知識・経験が不足。雇用・就労部署との連携の弱さ　・連携に対する具体的なメリットやそれによる支援の強化に対するイメージの共有化　・障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携や、ハローワークも含めた関係機関との総合的連携体制の構築　・相談支援事業所、就業支援機関、教育機関が連携できる体制の構築　・支援ノウハウが不足している分野(発達障がいや高次脳機能障がい等)における、ネットワークの構築　・先駆的な取組みや成功事例などを提示し、連携構築やその強化による事業所としての利点、また利用者に対する支援強化につながる点について事業者が感じ取ることが必要。それには、障害者就業・生活支援センターが中心となった働きかけや企画等の仕掛け、それを運用するだけの人員配置が必要【検討に当たって(検討の視点) 】(ネットワークの構築にあたっては、実効性があり、企業や障がい者といった利用者から見て使い勝手の良い仕組みとするため、地域の就労支援機関や送り出し機関、企業のそれぞれが、互いに相手の価値観や役割等を踏まえつつ、相互理解を継続的に図っていくことが重要)(平成27年度を目標に、就労系サービスの利用者のアセスメントが相談支援事業者に課せられる中で、きちんとできるかという不安がある。地域の自立支援協議会の中での検討や、また、相談支援事業者と障害者就業・生活支援センター、移行支援事業所の連携関係を積み上げていくことが大きな課題。) | ○国(労働局)において、福祉、教育、医療から雇用の流れを一層促進するため、障がい者の雇用を支える連携体制の構築・強化を図るとともに、府や市町村においては商工労働、福祉、教育委員会の部局連携の情報共有や取組みを促進する。【大阪労働局、大阪障害者職業センター、府が連携し、就労移行支援事業所を対象とした「職業リハビリテーション推進フォーラム」を実施。（25年12月開催、40社参加）また、府商工労働部、福祉部、教育委員会の「障がい者雇用三部局連携」で「現場見学」や「合同研修会」を実施。(「合同研修会」25年7月開催、支援学校進路指導担当者49名参加)】○従来の支援ノウハウ・手法に加えて、障がい特性に見合った職業リハビリテーションのあり方を検討・開発する必要がある障がい種別(精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など)では、支援する側のアセスメント力の強化、向上が課題となっていることから、障害者職業センターをはじめ関係機関が連携を図りながら、就労移行支援事業所等の就労支援員の専門性の向上などを図る。【大阪障害者職業センターにおいて、「就業支援基礎研修」を実施。（25年度２回開催、88人参加）】○「大阪府発達障がい者支援コーディネーター派遣事業」により、就労支援機関等に発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、機関支援や就労準備性を高めるプログラム実施の研修を行う。これにより、地域の支援機関における発達障がい者及びその家族への支援力を高め、多様な支援ニーズに対応するとともに、支援機関のネットワーク化を図る。また、把握した事例を集約し、支援マニュアルを作成する。(再掲)【「大阪府発達障がい者支援コーディネーター派遣事業」において、就労支援機関等からの依頼に基づき、研修の講師（発達障がい者支援コーディネーター）の派遣を実施。（25年度29回派遣）】○難病患者の雇用促進を図るため、ハローワークと難病相談・支援センター等専門支援機関の連携を強化するなど、難病患者の安定的な就職に向けた支援を実施する。具体的には、①難病患者就職支援ネットワークの構築、②事業主に対する理解促進等の取組み、③特性に配慮した難病患者本人への相談・援助の実施（難病患者就職サポーターをハローワークに配置）。【大阪労働局（ハローワーク大阪東）に「難病患者就職サポーター」を配置し、マンツーマンで就職への支援を実施。(25年度78名利用)○平成26年度　商工労働に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望【H25.7】（３）障がい者への雇用対策の強化障がい者の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用拡大及び職場定着を促進するため、以下の施策を充実されたい。⑤　身体障害者手帳等を有していない難病患者をはじめ、内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者の雇用を促進するため、これらの障がい者を障がい者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加されたい。【国への要望を実施。（25年7月）】○障がい者福祉施策の推進に係る提言(論点整理)【H25.8】6 雇用・就労支援の推進について障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労関係機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。○職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネットワークを充実強化する事業を推進することが必要である。【国への要望を実施。（25年８月）】○自立支援協議会における市町村との情報交換会や就労支援部会における市町村意見交換会(ヒアリング)の開催などにより、府と市町村(地域自立支援協議会)の課題認識や取組みの共有を図るとともに、就労支援部会での検討結果を年度末の連絡会議等でフィードバックする。【市町村ヒアリングにおいて、部会における課題検討状況の中間報告を行った(25年8月）。また、部会の報告書を市町村へ配布した。(26年2月)】 | ○市町村地域自立支援協議会における就労に関する専門部会の立上げや既存組織(ネットワーク)の活用、機能強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターを核として、就労移行支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、医療機関、企業、商工会議所などが参画し、地域における障がい者の雇用・就労支援を進めるための関係機関の連携、既存ネットワークの充実・強化を行う。【市町村ヒアリング等において、就労に関する専門部会を設置していない市町村に対し、専門部会を設置するよう働き掛けを行う。】○就労移行支援事業所が地域の関係機関や企業との連携強化を図ることにより、安定的な利用者確保、職場体験実習、雇用・就労先の開拓、就労後の円滑な定着支援を図る。 |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)　 |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 4.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉・教育・医療・雇用の連携) |  |  |
|  | ②学校関係者と就労支援機関が連携し、支援学校等在校生の卒業後の進路に関する相談や準備に関してサポート体制を構築する必要がある。【新規】 | ○在校中から、福祉・労働の関係機関が本人・保護者を交えた懇談会を実施し、本人の卒業後の生活を支援する体制づくりの取り組みを引き続き実施すること。また、支援学校等が地域の就業・生活支援センターに対し、卒業後の円滑な就業と生活に向けて、本人の状況や必要な支援方法について、本人・保護者の了解のもと、引き継ぎを引き続き実施すること。【支援学校等において、「個別の教育支援計画」に基づき作成している「個別の移行支援計画」を、保護者を通じて進路先に引継ぐことにより、円滑に移行できる体制を整えた。】 |  |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)  |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 6.社会参加、就労意欲・能力の向上支援について |  |  |
|  | ①本人等の社会参加、就労意欲・能力の向上。【検討に当たって(検討の視点) 】○安心して就労にチャレンジする仕組みがないため、保護者の意識として、支援学校卒業後の就労をめざさない(一般就労をあきらめていると思われる)ケースもある。（支援学校に職業コースを設置するなど、選択肢を増やす、安心してチャレンジできるシステムづくりが必要。）○就労意欲はあっても、なかなか雇用に結びつかない実態がある。○障がい者や保護者、支援者等に対する企業見学又は職場実習等を通じた企業理解の促進が重要。○障がい者の採用を進めて行くためには、送り出し機関等において、障がい者が日常生活、社会生活を送るための基礎的な能力(職業準備性)の付与を適切に行うことが必要。○雇用に当たっては、働く熱意・意欲や働くための体力が求められる。送り出し機関による支援など、周囲の協力や就労を支える生活支援体制の構築も重要。 | ○労働局において、障がい者の支援について豊富な知識や経験を有する者、その他有識者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、同アドバイザーにより就労支援機関や支援学校、医療機関等に対する助言、利用者やその家族に対し就職に向けた意欲の喚起等の助言を行う。(再掲)【大阪労働局において、就労支援機関、支援学校等に対し「障害者就労アドバイザー」が助言を実施。（25年度1回実施）】○企業での雇用を促進するには、障がい者や家族、就労支援機関、支援学校、医療機関等の職員が企業で働くことへの具体的なイメージを持つことも重要であることから、労働局における「企業就労理解促進事業」等により就労支援機関等の職員、利用者その保護者を対象とした企業での就労に関する理解や就労支援方法の基礎的知識を高めるための就労支援セミナーを行う。(再掲)【大阪労働局の「企業就労理解促進事業」において、就労支援機関等の職員、利用者等を対象とした「就労支援セミナー」を実施。（25年度128回開催、2,767人参加）】○教育委員会において、支援学校在学中の生徒及び保護者への取組みとして、以下のような働きかけを引き続き行う。①進路先（就職先）の見学会　(⇒生徒・保護者)②教育課程上に学校設定教科等の「進路学習」を位置づけ、　ビジネスマナー、就労に関わる制度・福祉サービス、　将来設計等について学ぶ　(⇒生徒)③進路指導・職業教育に関する懇談会や講演会の開催　(⇒保護者)④早期からの校内実習や職場実習の実施　(⇒生徒)⑤「職業」等の時間に実社会に流通する商品等の組み立てを行う　（企業から提供いただいた部品等を組み立て、企業へお返しする）(⇒生徒)【保護者向けの進路先（就職先）見学会、教育課程に位置付けた「進路学習」を実施している学校が増加している。また、支援学校において、高等部1年生からの職場実習を実施。（25年度実績、参加者実数高等部１~３年生計906人】○教育委員会において、支援学校の教員の支援能力の向上支援として、以下の取組みを行う。①進路指導担当者等に対し、福祉、商工労働部と連携し、障がい者就労支援施策・制度勉強会を毎年、実施している。引き続きこれらの取組みを実施するとともに、学んだことを学校内で教職員に周知する。②進路指導担当経験が概ね1～3年の教員に対し、職場開拓の方法等を学ぶ就労支援研修を行っているが、今後、研修内容に福祉制度やサービス等の内容も取り入れていく。【府商工労働部、福祉部、教育委員会の「障がい者雇用三部局連携」で「合同研修会」を実施。(25年7月開催、支援学校進路指導担当者49名参加)】○中学校に通う障がいのある生徒の支援については、職業体験学習に障がいのある生徒も参加しており、今後とも、障がい特性や本人のニーズを踏まえ、すべての生徒と一緒に参加することを基本に取組みを進めていく。【原則として校外での職場体験学習に取り組んだ。また、生徒本人の状況に応じ、職場体験学習期間に合わせて、校内での剪定や清掃等にも取り組んだ。】○就労移行支援事業所の支援スキルやノウハウなど機能向上を図るとともに個々人ごとの支援計画の策定支援や障がい者のニーズに沿った実習先や企業開拓など、障がい者が就職し働き続けるための支援を行う「大阪府障がい者就労支援強化事業」を引き続き行う。【「大阪府障がい者就労支援強化事業」を実施。(25年度、就労者208名、定着率98.5%)】○就労支援の過程において、本人が就労に向けた意欲を無くしがちな時、あるいは就労意欲を無くしてしまった時に適切な支援やフォローを行うことが重要なことから、就労移行支援事業所等における定着支援の強化を図るとともに、より効果が認められるピアサポートの一環として、支援学校において卒業生と在校生の交流機会、場の提供を引き続き行う。【一部の支援学校において、就労している卒業生と就労をめざす在校生が交流する機会・場を設けている。】 |  |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)　 |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応) |  |  |
|  | ①「一般就労」と「福祉的就労」の中間的な就労の場である、「社会的雇用」の国制度化など、多様な働き方の実現。【検討に当たって(検討の視点) 】○社会的雇用については、賃金補填の適否など、障害基礎年金を含む所得保障のあり方にも関わる問題であり、国において総合的な検討が必要。○障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がとりまとめた提言では、社会的雇用など多様な働き方についての試行事業（パイロットスタディ)を実施し、法施行後３年をめどに検証するとされている。（多様な働き方には、社会的雇用だけでなく、社会的事業所、社会支援雇用、中間的就労などもあり、一般就労、福祉的就労の充実は当然のことながら、その間の第３の道の可能性を議論する必要がある。） | ○平成26年度　福祉に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望 【H25.7】(１)　障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について③　就労継続支援Ａ型事業の強化等就労継続支援Ａ型事業については、雇用契約に基づく就労を実現するために、就労継続支援B型事業と比べて相応の支援能力が求められるが、報酬単価や人員配置基準はB型事業と同様である。労働者の権利を保障し、生計を立て得る収入の確保を可能とする観点からも、A型事業者が最低賃金減額特例制度を利用することなく安定した事業所運営を行えるよう、報酬単価や配置基準の改善を行うこと。また、一般就労、福祉的就労の充実はもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。【国への要望を実施。（25年7月）】○障がい者福祉施策の推進に係る提言(論点整理)【H25.8】6 雇用・就労支援の推進について障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労関係機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。○利用者に対する福祉的な支援に加え、雇用契約に基づく就労を実現するための経営管理や営業的活動など、相応の人員体制や支援能力等が求められる就労継続支援A型事業者に対する報酬や人員配置基準の改定等について検討をお願いしたい。支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用に関する経過措置は平成26年度までとなっているが、支援学校卒業者については、当該支援学校におけるアセスメントなど、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター以外の方法でのアセスメントを評価し、支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型事業所の利用を可能とする措置が必要である。○社会的雇用など多様な働き方については、障害基礎年金等所得保障制度との整合性や関連性も踏まえ、国において総合的な検討を要する事項であることから、試行事業（パイロット・スタディ）の早期実施も含めた十分な検討を行っていただきたい。【国への要望を実施。（25年8月）】 |  |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)　  |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応) |  |  |
|  | ②障がい種別や障がい特性に見合った支援制度の充実や雇用創出。【検討に当たって(検討の視点) 】○国における「パーソナルアシスタンス制度」創設の検討。○視覚障がい者雇用・就労の好事例の収集提供。○精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい、難病など、従来の支援ノウハウ・手法に加えて、障がい特性に見合った職業リハビリテーションのあり方を検討・開発する必要がある障がい者に対する支援者のアセスメント力の強化が課題。（増加する精神障がい者や発達障がい者への支援は課題。企業側の受入れにも違いがあり、どのような支援を行うのかナーバスに把握すべき。）○農業分野等就労への参入の可能性がある分野の開拓。 | ○日常生活全般に支援を要する障がい者に対して就労のための外出等の移動支援も含め、障がい福祉サービスの利用者視点に立ったきめ細やかな雇用・就労支援の在り方について検討を行うよう、国への働きかけ(提言)を行う。【国への要望を実施。（25年8月）】○障がい者福祉施策の推進に係る提言(論点整理)【H25.8】6 雇用・就労支援の推進について障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労関係機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。○日常生活全般に支援を要する障がい者に対して就労のための外出等の支援を含め、きめ細やかな雇用・就労支援の在り方について検討が必要である。【国への要望を実施。（25年8月）】○大阪府ITステーションにおいて、コールセンタースタッフ養成講座の開催など、視覚障がい者等の新たな職域の拡大を行う。【「ITステーション就労促進事業」において、「障がい者ビジネスＩＴ訓練（視覚障がい者コールセンタースタッフ養成訓練）」を実施。(25年度2名受講)】○従来の支援ノウハウ・手法に加えて、障がい特性に見合った職業リハビリテーションのあり方を検討・開発する必要がある障がい種別(精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など)では、支援する側のアセスメント力の強化、向上が課題となっていることから、障害者職業センターをはじめ関係機関が連携を図りながら、就労移行支援事業所等の就労支援員の専門性の向上などを図る。(再掲)【大阪障害者職業センターにおいて、「就業支援基礎研修」を実施。（25年度２回開催、88人参加）】○「大阪府発達障がい者支援コーディネーター派遣事業」により、就労支援機関等に発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、機関支援や就労準備性を高めるプログラム実施の研修を行う。これにより、地域の支援機関における発達障がい者及びその家族への支援力を高め、多様な支援ニーズに対応するとともに、支援機関のネットワーク化を図る。また、把握した事例を集約し、支援マニュアルを作成する。(再掲)【「大阪府発達障がい者支援コーディネーター派遣事業」において、就労支援機関等からの依頼に基づき、研修の講師（発達障がい者支援コーディネーター）の派遣を実施。（25年度29回派遣）】○障害者職業センターにおいて、ハローワークと協力して、障がい者の就職、職場定着等について相談支援を行うとともに、個人がどのような職業に適した資質・能力をもっているかを知るため、各種作業や検査を実施し、職業能力等の評価を引き続き実施する。【大阪障害者職業センターにおいて、「職業相談・職業評価」を実施。】○盲人ホーム(通所型施設)において、あんま・針灸・マッサージなどの免許所持者が、指導員の下で実際の施術(職業的訓練)を行うことによって経済的自立に結びつくよう、「盲人ホーム運営事業」を引き続き実施する。【「大阪盲人ホーム運営事業」を実施。(25年度4名利用)】○農業分野等就労の可能性がある作業分野の動向を注視するとともに、情報収集に努める。【近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」主催「農と福祉の連携検討会」に参加し、情報収集に努めた。また、「ハートフル企業農の参入促進事業」を環境農林水産部と連携し、26年度から実施。】 |  |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)  |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応) |  |  |
|  | ③在宅障がい者の就労支援施策の推進。【検討に当たって(検討の視点) 】（在宅障がい者や障がいを持つ中高年の方への就労支援の検討が必要。） | ○平成26年度　福祉に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望 【H25.7】(３)　在宅就労に対するさらなる支援について「障害者の働く場に対する発注促進税制」の対象となる発注先に、在宅就業支援団体等を加えるなど在宅就業障がい者の就労支援に資する方策を講じること。また、障害者優先調達推進法に基づく中央省庁等の官公需発注の取組みが、全国の在宅就業障がい者等に配分されるよう、必要な措置を講じるとともに、在宅就業障がい者等の就労をさらに促進する観点から、地方自治法施行令（第１６７条の２第１項第３号）に基づく地方公共団体等が随意契約できる業務について、役務の提供、物品の購入に限らず、業務全般となるよう早期の法令改正を関係省庁に働きかけること。【国への要望を実施。（25年7月）】○通勤や移動等が困難な障がい者にとって有効な就労形態であるテレワークを推進するため、大阪府ITステーションにおいて、「WEB関連」「システム運用」「イラスト作成」など在宅就労に有効なIT技術を習得するための訓練を実施するとともに、視覚障がい者等を対象に、テープ起こしのためのスキルを習得する訓練を実施し、音声起稿師を養成するなど、「障がい者テレワーク推進事業」を引き続き実施する。【「ITステーション就労促進事業」において、「障がい者テレワーク推進事業」を実施。(25年度39名受講)】 |  |

**大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 取組み進捗状況　【就労支援部会対応課題項目等整理表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 課題項目 | 国・府・市町村において考えられる対応策(案)  |
| 既に着手した対応策【具体的な取組み】 | 未着手（平成26年度以降） |
| 7.その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応) |  |  |
|  | ④就職をした人達の平日における空き時間や休暇時の居場所づくり。【新規】 |  | ○市町村において、委託相談支援事業所を中心とした、就職をした人達の平日における空き時間や休暇時の居場所づくりに取り組むよう働きかけること。 |